

入札説明書

万代庁舎用トイレットペーパー(単価契約)

I	入札説明書	(頁)	1~5
II	提出書類一覧表		6
III	入札書・委任状		7~10
IV	仕様書に関する質問書		11
V	契約書(案)		12~13

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ必ず守らなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

(1) 購入する物品

万代庁舎用トイレットペーパー(単価契約)

(2) 購入する物品の規格、機能、特質等

万代庁舎用トイレットペーパー(単価契約)
仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 購入数量

仕様書に記載

(4) 納入期限

仕様書に記載

(5) 納入場所

仕様書に記載

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者
- ③ ②の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
- ④ 入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類(以下「応札仕様書等」という。)を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ持参し、審査の結果「適合」と認められた者
- ⑤ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
- ⑥ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して6に示す入札の1週間前までに5の(2)に示す提出場所へ提出しなければならない(申請前内容について審査

を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページよりダウンロードする。
なお、仕様の変更があった場合、ホームページで通知する。

4 問合せ等について

(1)この入札について(仕様内容に関するものを除く。)の問合せ先

徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県企画総務部管財課 調度担当
電話 088-621-2063
ファクシミリ 088-621-2828
電子メールアドレス kanzaika@pref.tokushima.lg.jp

(2)仕様についての問合せ先

徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県企画総務部管財課 庁舎管理担当
電話 088-621-2064
ファクシミリ 088-621-2828
電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

(3)問合せについての受付期間

問合せについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。
ファクシミリについては別紙「仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。
なお、期間についてはおおむね応札仕様書等の提出期限の3日前までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

5 応札仕様書等について

(1) 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ持参しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2)応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

- ① 提出期限
令和7年5月8日(木曜日) 午前11時
- ② 提出場所
徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県企画総務部管財課 調度担当
- ③ 提出方法
持参

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

① 日時

令和7年5月14日(水曜日) 午前10時

② 場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県企画総務部管財課 入札室

③ 入札書の提出方法

持参

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

「万代庁舎用トイレットペーパー(単価契約)」のトイレットペーパー1ロール当たりの単価で行う。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていかなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字は全て「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「トイレットペーパー1ロール当たりの単価」を記載すること。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積るものとする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし、特に指定した場合は数量の記載は要しない。

オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるとときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあっては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあっては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ク 5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等

を納入することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- ② 記名のない入札
- ③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札物件」で物件名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④ 同一事項に対しても2通以上の入札
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立会いの下で行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書(案)によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企画総務部管財課

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、身分証明書等(顔写真入り)の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者はその旨了解の上入札すること。

II 提出書類一覧表

1 応札仕様書等提出時

(1)応札仕様書等

応札仕様書等には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

代理人による持参の場合は、代理人の氏名を記載すること。

ア 応札仕様書 1通

入札しようとする物品等の仕様が、入札公告及びこの入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するものとし、応札仕様書に示す別添の様式に従い作成し、提出するものとする。仕様書に対し、入札参加者が提示しようとする具体的な内容(品名、メーカー名、機種及び型番、規格、機能、性能、数量等)を分かりやすく記載すること。

イ 入札しようとする物品の規格が確認できる証明書(製紙会社発行のもの) 1通

仕様書上で必要としている規格、機能、性能等を満たすことができるものを添付すること。

ウ 製品見本 1ロール

入札しようとする製品を確認するため、現物を見本として1枚以上添付すること。

2 入札書提出時

ア 入札書 1通

イ 委任状(代理人が入札する場合) 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認後、封をして入札を行うこと。

3 再入札時

ア 入札書及び封書の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、再入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認後、封をして入札を行うこと。

入札書

百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭
入札金額								

入札物件 万代庁舎用トイレットペーパー（単価契約）

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを付すこと
(無い場合は無効)

入札書									
入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0	0
入札物件	〇〇〇〇	一式							
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
住所	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社								
氏名	役職名	徳島 太郎							
徳島県知事 殿									

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの

など

■ 代理人が入札するとき

¥マークを付すこと
(無い場合は無効)

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

入札書									
入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0	0
入札物件	〇〇〇〇	一式							
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
住所	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社								
氏名	役職名	徳島 太郎							
代理人	住所	〇〇〇〇〇 氏名 阿波 次郎							
徳島県知事 殿									

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの

など

住所、会社名、代表者役職・
氏名を記入

住所は代理人の自宅住所を記載
上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名(支社・支店名等)、
氏名を記載することでも可

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県知事殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____を代理人とし、徳島県が令和 年 月 日に執行する『万代序舎用トイレットペーパー（単価契約）』の入札に関する一切の権限を委任します。

令和〇年〇月〇日

委任状記載例

委任状

徳島県知事殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町1-1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○

氏 名 阿波 次郎

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・写真付きの身分証明書で住所、
氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名(支社・支店名等)を
記載することでも可
- 写真付きの写真社員証等で、記載
内容を確認します。

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和〇〇年〇〇月〇〇日に執行
する『〇〇〇〇〇〇〇』の入札に関する一切の権限を委任します。

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名： 万代庁舎用トイレットペーパー(単価契約)

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内 容	

売買契約書（案）

買受人徳島県（以下「甲」という。）と売扱人株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次の条項により契約を締結する。

第1条 売買の目的及び目的となる物品（以下「契約物件」という。）及び単価（消費税及び地方消費税含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

- (1) 売買の目的 万代庁舎用トイレットペーパーの購入
- (2) 契約物件

品名	規格品質	単位	単価	備考
トイレットペーパー	仕様書のとおり	ロール	円	

第2条 乙は、契約物件を、前条の単価をもって、甲の指定する場所へ、発注の日を含めおおむね4日以内（土日、祝日及び閏序日を除く。）に指定する数量を納入すること。

第3条 契約期間は、令和7年5月 日から令和8年3月31日までとする。

第4条 乙は、契約物件を納入したときは、直ちに納品書を甲に提出しなければならない。

第5条 甲は、前条により納品書を受理したときは、速やかに、乙の立会いを求めて検収を行うものとする。

2 納入した契約物件は、前項の検収に合格したときをもって契約物件の引渡しを完了したものとし、所有権は、乙から甲に移るものとする。

第6条 検収後において、当該契約物件の種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があることを発見したときは、甲の選択に従い、乙は、契約物件を取り替え、又は損害を賠償しなければならない。

第7条 乙は、検収に合格したものについては、翌月10日までに所定の手続に従って納入代金の支払請求書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、正当な支払請求書を受理した日から30日以内に、乙に代金を支払うものとする。

第8条 契約物件の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とする。

第9条 契約期間内において、著しい物価の変動その他の事由が生じたときは、甲乙協議の上、第1条の契約単価を改定することができるものとする。

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲は、その賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- (2) この契約に違反したとき。
- (3) 正当な事由がなく甲の指示又は監督に従わないとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項により契約を解除した場合において、既納の契約物件があるときは、甲は、相当代価を乙に支払うものとする。

第11条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、継承し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

第12条 この契約に定めるもののほか、この契約について必要な事項は、甲乙協議の上、定める。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年5月 日

甲 徳 島 県

徳島県知事 後藤田 正純

乙